別記第六号（Ａ４）

検査結果表

（第１第１項第６号に規定する昇降機）

当該検査に関与した検査者		氏　名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	機械室								
(1)	機械室への経路及び点検口の戸								
(2)	点検用コンセント								
(3)	制御器	開閉器及び遮断器							
(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 （　　） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日					
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 （　　） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日					
(5)	制御器	ヒューズ							
(6)	制御器	絶縁 電動機の回路　（300Ｖ以下・ 300Ｖ超） 制御器等の回路の300Ｖを超える回路 制御器等の回路の150Ｖを超え300Ｖ以下の回路 制御器等の回路の150Ｖ以下の回路		MΩ MΩ MΩ MΩ					
(7)	制御器	接地							
(8)	巻上機	減速歯車							
(9)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ．製造者が指定する要是正となる基準値（　　㎜） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値（　　㎜）	㎜					
			ハ．綱車と主索の滑り等により判定	適・否					
			複数の溝間の摩耗差の状況	適・否					
(10)	巻上機	軸受							
(11)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否					
			パッドの厚さ イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　㎜） 要是正となる基準値（　　㎜） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　　㎜） 要是正となる基準値（　　㎜）	右　㎜ 左　㎜					
			制動力	適・否					
(12)	そらせ車								
(13)	電動機								
(14)	主索の緩み検出装置								
(15)	主索の巻過ぎ検出装置								
(16)	速度　定格速度（　　m／min）			上昇　m/min 下降　m/min					

2	かご室						
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床						
(2)	積載量の標識						
(3)	搭乗禁止の標識						
(4)	かごの戸						
3	最上階出し入れ口						
(1)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号（　　） 直径（　　㎜）　未摩耗直径（　　㎜）	%				
		素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本				
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （あり・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（　　） 直径（　　㎜）　未摩耗直径（　　㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	% 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本				
		主索本数（　　本） 要重点点検の主索の番号（　　）　要是正の主索の番号（　　）					
(2)	主索の張り						
(3)	主索の取付部						
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ						
(5)	かごのガイドシュー等						
(6)	かご吊り車						
4	各階出し入れ口						
(1)	昇降路における壁又は囲い						
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠						
(3)	操作ボタン及び信号装置						
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ						
(5)	ドアスイッチ						
(6)	ドアロック						
(7)	戸開放防止警報装置						
(8)	二方向同時開放警告装置						
(9)	積載量の標識						
(10)	搭乗禁止の標識						
(11)	ガイドレール及びレールブラケット						
5	最下階出し入れ口						
(1)	下部リミット（強制停止）スイッチ						
(2)	ピット床						
(3)	釣合おもり底部すき間						
(4)	釣合おもりの各部						
(5)	釣合おもりの吊り車						
(6)	移動ケーブル及び取付部						
(7)	かご非常止め装置						
(8)	釣合おもり非常止め装置						
6	上記以外の検査項目						

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月